

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 6 号
受 理 年 月 日	平成 2 6 年 3 月 3 日
件 名	非婚のシングルマザーを寡婦とみなすよう、議会が市にはたらきかける陳情（市営住宅家賃）
陳情者の住所及び氏名	桐生市元宿町3番9号 寺口 正宣
陳 情 の 要 旨	<p>結婚せずに子どもを産んだシングルマザーは、現在、所得税法上の寡婦控除が受けられない。寡婦控除が適用されないことで、所得を基準に算出される住民税、国民健康保険税、保育料、市営住宅家賃などが、同額所得の寡婦控除の被適用者に比べて高くなる場合もある。</p> <p>現実には非婚のシングルマザーは増えており、その子どもも増えていると推測される。非婚のシングルマザーを支援することは、子育て支援の施策にもなる。</p> <p>非婚のシングルマザーを寡婦とみなして、保育料などの減免を実施する市も増えてきた。本来、所得税法を改正して非婚のシングルマザーに所得税法上の寡婦控除が受けられるようにするのが根本だが、非婚のシングルマザーを寡婦とみなして、諸施策に反映させることは市の判断で出来ることである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、非婚のシングルマザーを寡婦とみなして市営住宅の家賃に反映させるよう、議会として市にはたらきかけてください。</p>
付 託 委 員 会	経済建設委員会
審 査 結 果	